⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑺　平成11年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

下記のｱ)、ｲ)の全ての要件を満たすＮＡＴＭによるトンネル工事の施工実績を有すること。

ｱ)　トンネル内空断面積(覆工後の内空面積)50㎡以上であること。

ｲ)　トンネル施工延長が600m以上であること。

ただし、同一トンネル・同一工事で掘削支保工及び覆工の両方を施工していること。

また、施工延長とは掘削支保工及び覆工の両方を施工した延長とし、坑門工の延長も施工延長に加えて良い。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省（旧建設省、旧港湾建設局及び北海道開発庁を含む）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」(以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。)に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

⑻　「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」に係る施工計画が適正であること。

⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

①　入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編　第１章　追加　主任技術者又は監理技術者及び専門技術者　第２項」に示す資格を有する者。

イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

③　平成11年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑺の同種工事の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省（旧建設省、旧港湾建設局及び北海道開発庁を含む）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑽　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある物の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。(入札説明書参照)

⒀　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）(加算点)

トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画

本工事で求める技術提案は、工事内容を考慮し以下のものとする。

○トンネルは、長期間にわたり安全な使用に耐えるものでなければならない。トンネルの構造体として重要である覆工コンクリートは、アーチ状の薄いコンクリート構造体を地山と覆工型枠に挟まれた狭い空間に形成する構造であり、施工には厳しい条件が多くひびわれや剥落等が発生しやすい。このような施工条件のなかで覆工コンクリートの品質向上を図るためには適切な施工（配合・養生・型枠）に十分留意する必要がある。

○本工事区間の地質は、中硬質岩に分類される岩を主体とするが、一部区間において粘土を挟む脆弱化帯が存在する。このため、内空変位を抑制するためにインバートを設置する。その区間が本工事区間の約半分におよぶため、インバートコンクリートの適切な施工（打設・締固め・養生）に十分留意する必要がある。

○当該トンネルでは湧水が想定され、トンネルの漏水は覆工及びトンネル内諸設備の機能や耐久性を低下させるため、防水工の機能確保に十分留意する必要がある。

以上のことから、「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。